

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ①

令和 7 年 7 月 17 日

施設名	香川県青年センター	所在地	高松市国分寺町国分1009番地
施設所管課	健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課	施設所管課 連絡先	青少年育成グループ 087-832-3207
指定管理者名	一般社団法人香川県青年団体育成支援協議会	指定期間	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

1 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	①施設の維持管理に関する業務。 ②施設の利用の許可に関する業務。 ③利用料金の収受に関する業務。 ④食事等の提供に関する業務。 ⑤食事料金の収受に関する業務。 ⑥利用促進に関する業務。 ⑦その他施設の管理運営に必要な業務。	県からの委託料	令和3年度 29,405千円 令和4年度 28,565千円 令和5年度 28,138千円 令和6年度 26,223千円 令和7年度 25,254千円 合計1億3758万5千円
---------	---	---------	--

2 施設の利用状況等

単位：人

利用者数 (稼働率)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	6年度	3,653	4,052	3,645	5,010	5,256	4,221	4,644	4,495	4,442	3,257	4,086	8,735	55,496
5年度	3,422	4,771	3,388	3,949	5,760	3,988	5,812	4,112	4,428	4,376	2,967	6,044	53,017	
4年度	2,710	4,275	3,715	4,290	5,155	3,345	5,183	3,313	4,719	4,042	3,412	5,691	49,850	
3年度	3,798	2,821	2,587	3,963	3,554	2,556	4,365	4,084	4,939	3,936	2,617	4,879	44,099	
2年度	2,128	402	2,216	3,344	3,481	3,848	5,643	3,870	4,073	3,647	3,544	4,659	40,855	
導入前	2,873	3,978	4,219	6,184	6,400	5,653	5,666	6,026	3,091	2,039	3,794	4,289	54,212	

単位：千円

利用料金収入 (使用料)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	6年度	1,100	1,294	848	1,852	2,562	1,373	1,437	1,082	1,813	1,023	1,102	2,299	17,785
5年度	981	1,700	895	1,236	2,853	1,127	1,460	1,000	1,778	1,438	846	2,246	17,560	
4年度	532	1,065	799	1,122	2,418	952	1,261	711	1,367	1,374	816	2,098	14,515	
3年度	827	510	487	1,011	1,181	637	885	808	1,358	1,270	561	1,510	11,043	
2年度	351	92	440	607	890	914	1,215	911	675	909	634	1,414	9,053	
導入前	543	695	936	2,216	2,911	1,452	599	562	1,364	618	1,066	1,574	14,536	

3 利用者からの意見への対応

利用者意見の把握方法	(1) アンケート調査の実施(年2回) 令和3年度～令和7年度 7月～8月、2月～3月 利用された全ての団体(期間中に1回)を対象に実施 (2) 利用の都度、点検表に自由意見を記載してもらっている。
------------	---

利用者からの積極的な評価

- ・ 施設については、85%「令和6年度7月～8月調査(52/61)」の団体から「特に良い、良い」の評価を得た。
- ・ 職員の対応については、93%「令和6年度7月～8月調査(57/61)」の団体から「特に良い、良い」の評価を得た。
- ・ 食事の利用については、77%「令和6年度7月～8月調査(20/26)」の団体から「特に良い、良い」の評価を得た。

利用者から「他の施設に比して比較的、料金が安い。県内から集合するにあたり、所在地が適切。」、「宿泊室、浴室、お手洗い等とても清潔にされており、気持ち良く過ごせました。職員の方も皆さん親身になって接して下さい、安心して過ごせました。」、「冷房が完備されており、宿泊、食事ともに良心的な値段で大変助かりました。ありがとうございました。」などの意見を頂いた。

利用者からの苦情・要望	対応状況
体育館にエアコンなどの空調を整備して欲しい。特に暑い夏など。	令和6年度にスポットクーラーを2台設置済み。さらに台数を増やす方向で検討中だが、電気代や電源容量の問題があり難しい。
Wi-Fiがあれば良い。	令和5度にモバイルWi-Fiルーター1台を導入済み。(令和6年度までの貸出実績：57件)
食事が事前の予約制で利用しづらい。当日にならないと参加人数が分からないので。	食材ロスを極力減らすために前日の17:00まで食事数の変更を受け付けている。

4 管理運営状況の評価

項目	細項目	指定管理者による自己評価	施設所管課の評価	人事課の評価
適正な管理運営の確保の状況	利用許可	<p>青少年関係の利用（6ヵ月前から受付、四国ブロック以上の大会等については1年前から受付）、その他の団体の利用（3ヵ月前から受付）に応じて、適切に対応しており、トラブルは生じていない。</p> <p>月の初日の窓口での受付を優先しており、続いて電話での受付後、利用許可申請書（窓口、郵送、FAX、メール）に基づき、許可証を発行している。予約日が重複する団体があった場合は、まず話し合いによる解決を図るなど、利用者の相談に乗るよう心がけている。</p>	<p>「香川県青年センター条例」、「香川県青年センター規則」の利用に係る規定に基づき、厳正かつ平等に審査のうえ承認しており、関係書類の保管状況も適正である。予約については利用者のニーズに応えられるよう、柔軟に取り組んでいる。</p>	
	建物・設備の保守点検及び維持管理	<p>警備保障会社による機械警備（体育館）のほか、日直、宿直者による日常の定期点検・施設内巡視を行っている。</p> <p>また、利用者による清掃のほか、職員による清掃及び専門業者による一般清掃（週2回）及び特別清掃（本館及び体育館の窓ガラス清掃、床清掃）を実施している。その他、自家用電気設備、電話交換設備、消防設備、防火設備、浄化槽、貯水槽、空調設備、エレベーター、自動扉、塵芥処理、寝具クリーニング、害虫駆除等については、それぞれ専門業者に依頼して、施設の適切な維持管理に努めている。</p> <p>その結果、利用者に重大な支障を及ぼすような問題は発生しなかった。</p>	<p>仕様書に定められたとおり、施設・設備の定期点検、巡回、維持管理、清掃等の管理については適切に行われている。修繕についても県へ協議を行った上で、適切に実施されている。</p> <p>また、施設内巡視による点検記録も毎日業務日誌に記録されている。</p>	A
	安全性の確保	<p>利用者の安全確保のため、利用にあたっては、利用者（代表）と十分な事前打合せを行い、「利用の手引き」等により、研修施設の趣旨にあった利用をお願いしている。また年2回の消防訓練を実施するとともに、AED（2ヵ所に設置）の取扱い方法についても熟知し、利用者の安全確保に努めた結果、高松市消防局長から平成29年10月1日付けで表示基準適合通「表示マーク（金）」（有効期間3年間）を受けた。これらの結果、これまで指定管理者の責に帰する事故等は発生していない。なお「表示マーク（金）」は、現在も継続している。</p>	<p>安全な利用のために、事前に利用者とは十分な打合せを行っている。</p> <p>消防法令に定められている消防計画の策定や消防訓練を行うなど防火対策を行っていることから、平成29年に高松市消防局長から「表示マーク（金）」（有効期限3年間）の交付を受け、現在も継続している。</p>	A
	物品・備品管理	<p>県から貸付された物品（備品、消耗品）については、物品貸付契約に基づき、適切に管理している。又、備品等が滅失、毀損したときは、県に報告するとともに、原状に回復している。</p> <p>現在のところ、大きな滅失・毀損は生じていない。</p>	<p>県からの貸付物品は適切に管理され、貸付物品一覧表に記載された物品は良好な状態で管理されており、老朽化した物品は県と協議のうえ、更新されている。</p>	A

法令等の遵守等	法令等の遵守	毎月2回職員会議を開催し、職員に対して、法令、規則等の遵守に対する意識向上を図るとともに、内部の意思統一を図り、適正な運営に努めている。	「香川県青年センター条例」、「香川県青年センター規則」に基づき、適切に指定管理業務を実施するとともに、関係法令等に遵守されている。 また、会計規則や就業規則などの職務遂行上必要となる諸規定が整備されており、規定に基づく適切な処理が実施されている。 再委託についても、必要な手続きが行われている。	A	A
	職員配置	施設の性格上、食堂については変形労働時間制を実施、施設運営については、出勤時間に差をつける（遅出、準夜勤）などをして、職員や利用者負担をかけないように努めている。	仕様書や業務計画書に定められた職員配置がされており、円滑に施設運営ができる体制が常時整備されている。 さらに、宿泊者や体育館利用者の多い日には、職員が交替制勤務（遅出、準夜勤）で対応、利用者等に負担をかけないようにするとともに、経費削減に努めている。		
	緊急時の体制	本館は、宿直制により、24時間職員が施設管理を行っている。（夜間の体育館は、警備保障会社による機械警備）緊急事態が発生した際には、緊急連絡網により職員及び管理者に連絡するとともに、県への報告を行い、迅速に危機対応を行う体制としている。	関係者間の連絡網の整備、管理者及び宿直担当者との連絡体制の整備など、緊急時の初動体制が十分に整えられている。 また、職員に対しても職員会議を開催し意思疎通を図り、緊急時を想定した消防訓練やAED講習を受講させるなどとして、職場全体で危機管理意識の向上に努めている。		
	県の指示事項への対応	県との協定に基づき、迅速かつ適切に対応している。	県からの指示事項に対しては、迅速かつ的確に対応したうえで、結果報告も適切に行われている。		
	個人情報の保護	香川県個人情報保護条例を遵守するほか、県との協定による「個人情報取扱特記事項」に基づき、「個人情報保護ポリシー」「情報セキュリティ運用規程」を作成し、適正に個人情報を保護している。	「個人情報保護ポリシー」「情報セキュリティ運用規定」を作成し、運用していると同時に、保管庫の施錠やシュレッダーによる情報廃棄を行うなど適正に個人情報を管理している。		
労働関係法令遵守の状況	労働関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 1. 労働基準法の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の制定 ・時間外労働、休日労働に関する協定の締結・届出 ・1年単位の変形労働時間制に関する協定の締結・届出 ・労働条件の明示（労働条件通知書） ・年次有給休暇の付与 ・法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）の調製完了 2. 労働安全衛生法の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康診断の実施 3. 労働保険の加入 4. 社会保険の加入 （その他、労働関係法令については、社会保険労務士の指導のもと、法令改正に併せて規則改正している。） 	就業規則の制定に加え、36協定も締結され、労働基準監督署への届出事項も適切に行われている。 また、時間外労働に対しては、勤務実績に基づく割増賃金が適切に支給されている。 職員の健康管理面においても、宿直業務に従事する職員は労働安全衛生法に基づき、毎年6月以内に1回健康診断を行っている。その他の職員については、年1回健康診断を行っている。	A	A

利用者サービスの維持向上の状況	利用者数の状況	利用状況は、2のとおり。令和6年度の路用者数は5万5千人余りとなっているが、令和2年3月から新型コロナウイルス感染拡大の影響により激減した利用者数が回復しつつある。ただ、少子化による少年団体の利用者の減、青少年団体の活動の低下など大幅に利用者を増やせる要素は少ない。	令和6年度の利用者数は、コロナ禍前の平成31年度の92%程度と、回復傾向にある。なお、指定管理導入前と比べると、約2%増加しており、安定的に利用者を獲得している。	A	A
	利用促進	県下の青少年団体を中心に、行政機関、企業等にパンフレット等を送付し、施設のPRを行うとともに、ホームページで空き状況がリアルタイムにわかるようにした。特に体育館の利用については実績が上がっている。また、一般企業の平日の会議室利用やドローン講習などのグラウンド利用も増えている。 また、「評議員会」を設置し、利用促進について、外部（有識者）からの助言を受け、利用促進に努めている。	利用促進に向けた取り組みについては、利用者に向けたPRのほか、ホームページにてリアルタイムの予約状況を公開し、利用しやすい環境を整備されている。また、評議員会を設置し、評議員の意見をもとに自主事業等の改善につなげている。		
	各種事業・プログラムの内容	利用促進と地域住民との交流を目的として開催した「青年センター感謝祭」は、令和元年度コロナウイルス感染症の関係で中止以来、令和6年度に5年ぶりに開催し、約千人の参加者があり大盛況だった。また親子参加の「竹どうろうの夕べ」は、作品が持ち帰れて好評を得ている。青少年を対象とした「剣道教室」、「防災講習会」、「若者出会い活動」、「全国青年活動研究集会」等を実施した。共催事業については、ガールスカウト香川連盟と「弁当の日」の上映会を開催し弁当の日提唱者（竹下先生）を招き多くの参加者があった。	「香川県青年センター条例」では、青少年の健全な育成を図る効果的な事業の実行を施設の設置目的のひとつとしている。令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの事業が中止されたが、感染拡大防止を踏まえれば、やむを得ない判断だと捉えられる。新型コロナ感染症が第5類感染症に移行した令和5年度以降は、徐々に事業実施を再開されている。		
	利用者満足度調査	アンケート調査（年2回）を実施し、特に対応可能な事項についてはすみやかに対応し、常に利用者のニーズを捉えるように努力している。	利用者アンケートの実施や意見箱の設置により、利用者ニーズを把握し、サービス向上に努めている。利用者からの要望や改善すべき課題については、県と協議のうえ、常に努力し、改善に努めている。		
	苦情等への対応	3のとおり、利用者からの苦情等に対しても、対応が可能な案件は直ちに対応している。処理できない制度等の問題については、その都度、県に報告している。	利用者からの苦情や要望に対しては速やかに改善や是正措置を行っており、県へも迅速に報告している。		
	広報、PR、情報提供の実施	パンフレットの作成・配布。ホームページによるPRと空き状況の周知。各種事業の報道発表。テレビ、ラジオを利用した広報活動を展開している。また、全国の合宿施設を紹介する専門誌や地域のスポーツ大会の冊子などにも広告を掲載し、広報活動を行っている。	HPで、利用案内・空き状況の周知に加え、定期点検や修繕工事による利用休止等の情報を随時掲載をするなど、周知に努めており、広報、PR、情報提供を有効に実施している。さらに、合宿雑誌等にも広告を掲載し、広報活動に努めている。		

収支の状況	経費節減の取組	県の指導のもと、省エネルギーに取組み、節水、照明の削減等、経費の節減に努めている。 また、各種専門業者に委託する際には対照見積を徴収する等、経費の節減に取組み、利用者サービスの向上を図っている。	仕様書に定められたとおり省エネルギーに配慮し、経費節減の取組みを常に実施している。	A	A
	収支の状況の把握	利用者からの利用料、県からの委託料、自主事業、食堂運営事業の収支については、常時把握しており、毎月管理者による自主点検を行うとともに、四半期ごとに内部監査、税理士による外部監査を実施している。	収支状況に常時把握に努め、月次での自主点検を実施するとともに、四半期ごとに内部監査や税理士による外部監査を行っている。		
	会計処理の状況	常に複数の職員により、利用料等の現金の収納、銀行への入金を行っており、適切に処理している。	会計処理にあたっては、3名（担当、管理部長、所長）によるチェックが実施されており、帳簿の作成、管理、現金の保管状況も適切であるなど、適正に管理されている。		

- 《評価指標》 S：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回っている。
A：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施している。
B：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある。
C：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を下回っている。

総合評価	施設所管課の評価		A	A
	施設所管課の評価	人事課の評価		
総合評価	施設の管理運営の確保については、仕様書に定められたとおりに行い、十分に安全性を確保のうえ、厳正に遂行している。 法令等の遵守については、各種関係法令等に基づき、所要の管理体制等を整えるなど、適切に業務を履行している。 労働関係法令の遵守状況については、関係法令を遵守した適切な労務管理が実施されている。 利用者サービスの維持向上については、令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業が中止されたが、5年度以降は、利用促進に向けた取組みを積極的に実施された。また、アンケート調査を行い、利用者ニーズを把握し、利用方法等を改善するなどサービス向上に努めている。 収支の状況については、経費削減に取り組むとともに、適正に会計処理を行っている。			

- 《評価指標》 S：適正であり、優れた実績をあげている。
A：適正である。
B：概ね適正であるが、一部改善を期待する。
C：改善が必要である。